

ふじみ野市地域自立支援協議会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障がい福祉計画、<u>障がい児福祉計画</u>及び障がい者基本計画に関すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>部会に部会長を置く。</u></p> <p>3 <u>部会長は会長が、部会員は部会長が委員及び市長が必要と認めた者からこれを指名する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>前条、次条及び第9条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項及び第4項、次条並びに第9条中「協議会」とあるのは「部会」と、前条第1項及び第9条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条第2項から第4項までの規定中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障がい福祉計画及び障がい者基本計画に関すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。</u></p> <p>4 <u>部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前条第2項から第4項まで、次条及び第9条の規定は、部会について準用する。</u></p>